

令和2年4月1日

各 位

東春信用金庫

## 当金庫の受動喫煙の防止策について

当庫は、令和2年4月に全面施行されました「改正健康増進法」に則り、全役職員を対象に受動喫煙防止と役職員及びその家族の健康維持を図るため、下記のとおり禁煙施策を開始致しました。

### 記

#### 1. 目 的

周りの方々への受動喫煙を防ぐため、及び役職員とその家族の健康維持を目指す。

#### 2. 具体的施策

令和2年4月1日(水)より以下の施策を実施

- ①本部の喫煙ルームを廃止したうえで、本部・各支店の施設内及び営業車両も全て禁煙と致しました。
- ②就業時間中は、外出先・出張先・移動中を含めたあらゆる場所において禁煙と致しました。

以 上

**【本件に関するお問合せ先】**

総務部 人事グループ (担当：矢野・落合)

電話：0568-72-2181

